

申込における確認事項(1/6)

【燃料費等調整制度について】

- 燃料費等調整制度とは、火力発電に用いる原油、LNGおよび石炭の燃料価格の変動、ならびに離島供給に係る火力燃料費の変動を電気料金に反映させるため、それらの変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する制度で、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整で構成されます。
- 燃料費等調整単価の算定に用いられる原油、LNGおよび石炭の燃料価格は、為替レートや市場の動きにより変動します。
- 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格について、規制料金メニュー※¹(特定小売供給約款の料金メニュー)では上限の設定がありますが、自由料金メニュー※²(特定小売供給約款以外の料金メニュー)では上限の設定がありません。
- 燃料価格が高騰し、規制料金メニューで定める燃料費等調整の上限を超える場合には、自由料金メニューの方が規制料金メニューよりも燃料費等調整額の加算額が大きくなり、電気料金のご請求金額が高くなります。

※1: 定額電灯, 従量電灯A・B・C, 臨時電灯A・B・C, 公衆街路灯A・B, 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力(脱穀調整用電力を含む)

※2: エネとくポイントプラン, エネとくSプラン, エネとくMプラン, エネとくLプラン, エネとくシーズンプラス, エネとくスマートプラン, エネとくスマートlifeプラン, eタイム3プラス, エネとく動力プラン, エネとくスノープラン, Web・eプラス, ふらっとソーラープラン, ドリーム8, ドリーム8エコ, eタイム3, eタイム3[Sプラン], eタイム3[Mプラン], 低圧時間帯別電力, 深夜電力A, 深夜電力B, 深夜電力C, 深夜電力D, ホットタイム19, ホットタイム22, ホットタイム19エコ, ホットタイム22エコ, ホットタイム22ロング

【料金プランの適用条件について】

○以下の料金プランは、あらかじめ適用条件をご確認のうえ、お申込み願います。

料金プラン	適用条件
エネとくシーズンプラス	○エアコンを設置されていること
ふらっとソーラープラン	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備をお持ちであること ○暖房および給湯の熱源が電気であること ○ヒートポンプ式の電気暖房機および電気給湯機を使用されること
<ul style="list-style-type: none"> エネとくスマートプラン エネとくスマートlifeプラン 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当すること ○ヒートポンプ式の電気暖房機(エアコンを除きます)を使用されること ○エアコンを使用され、かつ、すべての給湯設備の熱源を電気でまかなうこと ○ヒートポンプ式の電気給湯器を使用されること ○定格電圧200ボルトの電気ロードヒーティングを使用されること

【低圧季節需要の契約期間の設定について】

○以下に掲載している料金メニューについては、毎年の契約期間を予め固定してご契約いただきます。お取扱いの詳細は[こちら](#)をご覧ください。

(例:4月15日～8月15日 等)

<対象料金メニュー>

- ・農事用電力
- ・脱穀調整用電力
- ・臨時電力(米麦乾燥調整, 水稻電熱温床等でのご利用)

<契約期間の設定方法>

○電設Webで対象料金メニューの新設申込みの際、毎年の契約期間を設定いただきます。以下の資料に必要事項をご記入のうえ、「その他添付ファイル」へアップロード願います。

資料格納先	リンク先
弊社ホームページ	https://www.hepco.co.jp/business/electrical_work_shop/doc/low_season_format.docx

申込における確認事項(4/6)

【未計器を希望する場合の取り扱いの留意点】

1. 公衆街路灯の取扱い

○公衆街路灯Bの新設申込みで、計量器を取り付けないことを希望する場合は、負荷設備内訳書の「北海道電力ネットワークへの連絡事項」欄に『公衆街路灯(未計器)希望』と記載してください。

※計量器の取り付けがない契約である公衆街路灯Aの場合も、新設申込みの際には負荷設備内訳書に上記と同様に記載してください。

○未計器として取り扱う場合、使用電力量の協定書を電気工事会社さまへ送付いたしますので、お客さまへお渡しください。

2. 臨時電灯・臨時電力の取扱い

○臨時電灯BもしくはCまたは臨時電力を祭典等で短期間使用される場合は、北海道電力ネットワークの判断により計量器を取り付けない場合があります。

○計量器を取り付けないこととなった場合、料金算定期間毎の使用電力量は次の算式によって算定した値とし、電気料金を計算・ご請求します。この場合、使用電力量の協定書は送付いたしませんのでご了承願います。

臨時電灯Bの使用電力量 = $2\text{kWh} \times (\text{契約電流 (A)} \div 10\text{A}) \times \text{未計器の適用日数}$

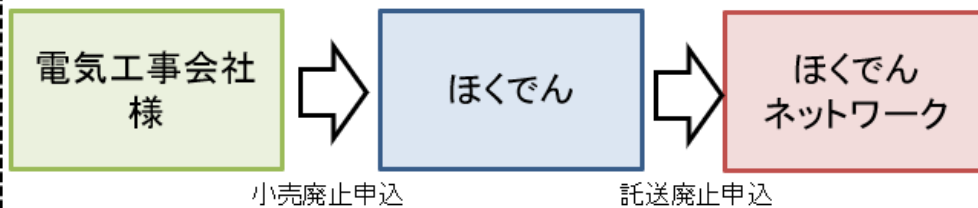
臨時電灯Cの使用電力量 = $2\text{kWh} \times \text{契約容量 (kVA)} \times \text{未計器の適用日数}$

申込における確認事項(5/6)

【臨時契約(低圧)の廃止・撤去申込の留意点】

○臨時契約(低圧)の廃止・撤去は、以下の手順に沿ってお申込み願います。

STEP1

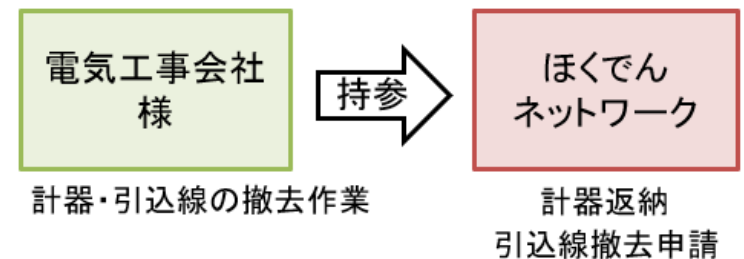


① 1営業日前までに、ほくでんへの廃止申込(申込方法は以下のとおり)

※定額(未計器)の場合も、同様となります。

② ほくでんからほくでんネットワークへ廃止申込
⇒契約はSTEP1で廃止となります。

STEP2



① 計器・引込線の撤去作業

② ほくでんネットワーク窓口(or電気工事組合)へ計器返納・引込線撤去連絡(または依頼)

申込方法	リンク先・連絡先
弊社ホームページ	https://www.hepco.co.jp/business/electrical_work_shop/index.html
お電話	0570-092-300

申込における確認事項(6/6)

【工事費負担金等相当額のお支払い方法について】

- 電気の供給に際して北海道電力ネットワークが供給設備工事を行なう場合、工事費負担金等が発生することがあります。
- 工事費負担金等が発生した場合、当社は、電気のご契約にもとづき、その相当額をお客さま(委任先の電気工事会社さまなどを含みます。)にご負担いただくこととしております。
- ご負担方法について、当社では、手続き簡素化の観点から、北海道電力ネットワークがお客さまに請求を行ない、お客さまが北海道電力ネットワークに直接お支払いいただく形式としておりますので、あらかじめご承知おき願います。
- なお、北海道電力ネットワークへのお支払いは、当社へのお支払いと同様に取り扱いますので、当社から同じ費用について別途ご請求を差し上げることはございません。

本来の流れ



当社の取扱い

